

みんなで作る

◆基本施策

- 施策 21 歴史的資源の保存と活用 …100P
- 施策 22 文化芸術の振興…102P
- 施策 23 生涯学習活動の推進 …104P
- 施策 24 スポーツの振興…107P
- 施策 25 人権尊重社会の実現 …110P
- 施策 26 男女共同参画社会の実現…113P
- 施策 27 情報発信と地域情報化 …116P
- 施策 28 市民参画と協働の推進…118P
- 施策 29 地域コミュニティの活性化 …120P
- 施策 30 財政運営の効率化…122P
- 施策 31 行政運営の最適化…124P

◆重点的取組

- 重点的取組9 みんなに誇れるまちをつくる…140P
- 重点的取組 10 すべての人々の人権が尊重される…142P
- 重点的取組 11 多様な主体との協働と行政改革を推進する…143P

(1) 現状・課題

現状・課題

- 丸亀城をはじめ、歴史的資源については、市民の財産として適切に保存し、未来に継承していくことが重要です。
- 歴史的資源を未来に継承していくために、市民が歴史的資源にふれる機会を創出することが重要です。

目指す姿

- 歴史的資源の保護をはじめ、文化財や史跡の保全・活用を図り、文化的価値の理解を深めるとともに、歴史的資源を後世へ継承していくまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化財の活用

- ▶文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育など各種事業と連携して活用します。
- ▶郷土への理解や愛着を深めるとともに、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の常設展示や企画展、その他講座の充実に努めます。
- ▶資料館開館 50 周年（2022 年度）の特別企画展に向けて、丸亀城郭や城下町絵図等の修復を計画的に進めます。
- ▶本島の笠島重要伝統的建造物群保存地区や塩飽勤番所等の歴史的資源については、文化観光資源としての活用を一層促進し、来訪者の増加を図ります。

②文化財の保存

- ▶市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実を図ります。
- ▶丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。【重点プロジェクト 47（140P）】
- ▶国指定史跡である快天山古墳については、保存活用計画を策定するとともに整備計画を見直し、適切な維持管理と保存活用を図ります。

③ 伝統文化の保存、継承及び活用

- ▶先人が築き上げた、民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域において、連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「名所や文化財の保護・活用に関する取組」に対する市民満足度	73.1% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
資料館の入館者数	34,000人	37,000人	1年間に資料館に入館した人数
笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数	7,000人 (2014年度～2016年度 年度平均値)	7,500人 (2018年度～2020年度 年度平均値)	1年間に笠島まち並保存センター・塩飽勤番所跡を訪れた人数
市指定文化財の修理件数(平成23年度からの累計)	-	5件	計画期間内の累計件数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・文化財を通じて、郷土の歴史や文化を学びましょう。
- ・文化財の保護や整備に協力しましょう。
- ・市内の名所・旧跡を訪ねましょう。
- ・丸亀城を中心とした市内の文化財に愛着を持ちましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・史跡丸亀城跡保存整備基本計画
- ・史跡快天山古墳保存整備基本計画
- ・丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 文化芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化芸術に触れ、参加できる環境づくりが求められています。
- 瀬戸内国際芸術祭との連携を強化することで、文化芸術の振興を図るとともに、市内各地への波及効果が求められています。

目指す姿

- 文化芸術に関連した多彩な活動を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性が育まれるまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化芸術に接する機会の拡充

- ▶全ての世代が、多様な文化芸術に接する機会の充実を図ります。
- ▶子どもの豊かな感性を育むため、学校教育などにおける文化芸術の学習機会の提供に努めます。
- ▶文化芸術団体との連携を促進し、市民文化と地域活力の向上を図ります。
- ▶瀬戸内国際芸術祭については、島しょ部にとどまらず、市内各地に効果が波及するよう活用するとともに、近隣自治体とも連携した回遊性の高い観光戦略により、交流人口の増進を図ります。【重点プロジェクト48（140P）】

②自主的文化芸術活動の促進

- ▶各種文化芸術団体の育成・支援に努め、市民の自主的な文化芸術活動の活性化を促します。
- ▶市民が、日常生活の中で文化芸術に触れ、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、環境づくりや意識の醸成に努めます。

③文化芸術活動の環境整備

- ▶市が設置する文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、運営体制の充実を図り、市内外の人々が優れた文化芸術に触れるための場所として積極的な活用を図ります。
- ▶開館 26 年を経過した丸亀市猪熊弦一郎現代美術館については、長寿命化を目的とした大規模改修工事を計画的に進めます。また、再開後の利用促進や入館者の増加に向けて、市民座談会や文化振興審議会などで、美術館のより良いあり方について議論と検討を進めます。
- ▶新丸亀市民会館の早期整備に向けて、整備予定地やコンセプト、運営方針など検討を進めます。【重点プロジェクト 49（140P）】

④文化芸術活動の担い手の育成

- ▶若手芸術家など、文化芸術活動の担い手を育成するため、多様な文化に接する機会を拡充するとともに、市民自らが自主的に文化芸術活動が行える環境づくりに努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016 年度 (平成 28 年度)	目標値 2021 年度	指標の説明
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度	64.2% (2015 年度)	 (2020 年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数	134,258 人	150,000 人	丸亀市綾歌総合文化会館を利用した人数
芸術鑑賞教室※の実施回数	5 回	10 回	1 年間に芸術鑑賞教室を実施した回数
地域出前文化教室の実施回数	4 回	8 回	1 年間に地域出前文化教室を実施した回数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・美術館などの文化施設を訪れたり、文化芸術に関する行事に参加し、豊かな心を育みましょう。
- ・文化芸術振興や文化交流のためのイベントに積極的に参加しましょう。
- ・伝統文化を後世に継承できるよう地域のまつりや行事に参加しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・文化振興基本計画

※芸術鑑賞教室：市内の小中学校の児童生徒を対象に行っている音楽などの鑑賞体験教室のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 少子化や高齢化の進行等を背景として、地域の教育力の向上や高齢者の学習支援、社会参加へのニーズが高まっているなか、市民が生涯にわたって学び、いきがいのある生活を送ることができる環境づくりが求められています。
- 生涯学習分野においては、学ぶことができるだけでなく、市民一人ひとりが学んだ知識や能力を地域で活かすことができる仕組みづくりを行うことが必要です。
- 図書館においては、図書館資料の充実を図るとともに、利用者のニーズ把握や、利用しやすい環境整備が必要です。

目指す姿

- 市民一人ひとりがいきがいのある生活を送るため、生涯を通じて学ぶ機会を創出し、学んだ知識や能力を地域で活かすことができる社会を目指します。

(2) 施策の展開

① 学びのための環境づくりの推進

- ▶生涯学習に取り組む市民が増え、内容や時間・方法など多様化するなかで、学習ニーズを把握しながら、生涯学習に関する情報を集約・整理し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、社会教育に関わる職員などのスキルアップを図ります。
- ▶生涯学習センターやコミュニティセンターなど、学習活動の拠点となる施設の運営においては、市民ニーズに対応した柔軟な運営・管理を促進します。
- ▶働く世代や子育て世代など、ライフステージに配慮した学習機会の提供に努めるとともに、防災や消費者問題など社会的要請の強い課題に対応した学習内容の充実を図ります。

② 学びでつながり、学びを生かすまちづくりの推進

- ▶生涯学習クラブの交流など、学びを通じた仲間づくりや、NPO法人や企業、大学など学びの機会を提供する団体とのネットワークづくりを推進し、主体的・効果的な学びにつなげます。
- ▶学習成果が発表や指導などで生かされる場を充実し、学び得た知識や技能が、地域課題の解決につながる仕組みづくりに努めます。

③家庭・地域・学校における連携の推進

- ▶子どもの育ちや学びを地域ぐるみで支える体制づくりとして、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの発掘・育成、地域と学校が相互に連携した取組を推進します。
- ▶行政と、教育・保育機関、NPO法人などが連携し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実します。

④図書館の充実

- ▶幅広い世代の様々な学習活動に活用できる地域拠点として、利用者のニーズや地域の特色に合わせた蔵書と利用しやすいサービス機能の充実に努めます。
- ▶講座や講演会などの多様な学習機会の提供に努め、市民の役に立つ生涯学習拠点を目指します。
- ▶長い年月を費やし収集してきた郷土資料などの貴重な資料について、保存、収集及び活用に努めます。
- ▶ホームページ等を活用し、行事や図書など図書館情報の発信に努め、利用者の利便性向上を図ります。
- ▶中央図書館については、猪熊弦一郎現代美術館と合わせて、大規模改修工事を進め、安全安心で快適な利用環境を創出します。

⑤子どもの自主的な読書活動の推進

- ▶子どもが本を好きになり、読書によって育まれる力が一人ひとりの子どもの生きる糧となることを目指します。
- ▶「子ども読書活動推進計画」に沿って、親子のふれあいを大切にした「家読（うちどく）」の推進や、「ブックスタート※」、「セカンドブック※」などの事業を継続しながら、子どもの自主的な読書活動を支えるとともに、家庭・地域・学校など子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。

※ブックスタート：3か月児健診に参加した親子に、赤ちゃん絵本の入った「ブックスタート・バック」を手渡すことで、赤ちゃんの本との出会いをつくるとともに、赤ちゃんの本を開いておはなしする楽しさを伝え、楽しく子育てできる環境を作っていく運動のこと

※セカンドブック：ブックスタートを実施したうえで、さらにその効果を向上させるために、小学校入学前の子どもに1冊の本をプレゼントする運動のこと

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取組」に対する市民満足度	65.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市民学級の参加者数	544人	700人	1年間に開催される市民学級に参加した人数
地域コーディネーターが活動するコミュニティ数	0コミュニティ	17コミュニティ	地域コーディネーターのもとで学校・地域連携を実施するコミュニティ数
学校支援ボランティア促進事業を活用する小学校区数	2校区	7校区	
図書館の1日平均利用者①中央 ②綾歌 ③飯山	①568人 ②96人 ③722人	①580人 ②100人 ③740人	1日に図書館に入館した平均人数
図書館の総貸出数	759,395冊	780,000冊	1年間に貸出された一般図書をはじめとした雑誌等も含めた総貸出数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・生涯学習講座に参加し交流の輪を広げましょう。
- ・図書館などの施設を積極的に利用しましょう。
- ・個々の学習や活動で得た知識や技能など学習の成果を地域の課題解決やまちづくりに生かしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・生涯学習推進計画
- ・子ども読書活動推進計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 子どもの体力低下や運動習慣の二極化、中高年を中心とした健康志向の高まりから、あらゆる年代を通じたスポーツ活動の重要性が高まっています。
- スポーツ団体や関連機関などと相互連携しながら、市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。
- 県内随一のスポーツ拠点を活用することはもとより、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、競技スポーツの取組も機運の高まりをみせ、スポーツを通じた交流人口の拡大が期待されます。

目指す姿

- 関係団体等と連携・協働を図りながら、市民がスポーツに親しむきっかけづくりや、スポーツによる生きがいづくりを推進し、健康を意識したスポーツの振興とスポーツを通じた交流の拡大を目指します。

(2) 施策の展開

①スポーツに親しむきっかけづくり

- ▶多様なスポーツ教室やスポーツイベントなど、スポーツを始めるきっかけとなる取組を進めます。
- ▶スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。【重点プロジェクト 59 (143P)】

②スポーツを実践する機運の醸成

- ▶子どもたちの体力低下や運動習慣の二極化を解消するため、幼少期における運動の重要性について普及啓発に努めます。また、幼少期からの運動習慣の確保に向けて、アドバイザーや指導者を派遣するなど、就学前の子どもたちが体を動かす取組を広めます。
- ▶高齢者や障がい者の自主性や生きがいづくりを目的として、誰もが気軽にスポーツに取り組める幅広いスポーツの推進を図ります。
- ▶スポーツ少年団をはじめとした競技スポーツの振興により、スポーツ活動への意欲の高揚を図るとともに、競技力の向上を支援します。
- ▶豊かな自然環境や特徴ある競技施設など、丸亀市の特色を活かした、多様なレクリエーション活動を推進するなど、市民が体を動かす機会の充実に努めます。

③スポーツを支える人づくり

- ▶指導者の高齢化や運営を支える人材不足の課題を解消に向け、ボランティア指導者登録制度など、指導者確保に向けた仕組みづくりや、地域人材の発掘に努めます。
- ▶スポーツ関係団体や民間企業、大学など多様な団体とも情報交換を行い、連携強化を図るなど、市民スポーツを支える環境づくりに努めます。
- ▶コミュニティへのスポーツメニューの提供や出前講座により地域の取組を支援するとともに、市民体育祭やチャレンジデーなど地域交流イベントの実施により、スポーツを通じた交流の場づくり、地域の絆づくりを支援します。

④スポーツを楽しむ環境づくり

- ▶体育施設や運動公園を長く大切に利用できるよう、利用者ニーズを把握しながら、利用しやすい施設として計画的に改修等を進めるなど、施設の充実に努めます。
- ▶丸亀市総合運動公園については、大規模大会時などにおける駐車場不足の問題に対応するため、新たな駐車場対策を進めます。【重点プロジェクト50（140P）】

⑤スポーツを通じたにぎわいづくり

- ▶2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿をはじめ、大規模大会やスポーツ合宿の誘致活動等を積極的に展開するとともに、Jリーグや四国アイランドリーグ plus など地域密着型スポーツの活用を促進し、スポーツを通じたまちのにぎわいと地域活性化を図ります。【重点プロジェクト 51 (141P)】
- ▶日本女子サッカー発祥の地と言われる由縁を活かし、全国規模の交流大会を開催するなど、女子サッカーの普及を図る取組を推進し、新しい人の流れを創出します。
- ▶丸亀市民球場をはじめ、市内体育施設・運動公園においては、スポーツ以外の利活用も促進し、施設の有効活用やにぎわいの創出に努めます。
- ▶国内外から1万人を超えるランナーが参加する香川丸亀国際ハーフマラソン大会を地域活性化の事業として一層充実させ、本市のにぎわいづくりやシティプロモーション※を進めていきます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「スポーツ・レクリエーションの充実に関する取組」に対する市民満足度	69.3% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市民球場の利用者数	87,804人	90,000人	1年間に利用した人数(観客を含む)
スポーツ施設の利用者数 (丸亀市民球場を除く)	591,439人	625,000人	1年間に市のスポーツ施設を利用した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・普段から体を動かすようにしましょう。
- ・スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、健康づくりに努めるとともに、交流や賑わいづくりに貢献しましょう。
- ・事業者は、スポーツ支援に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・スポーツ振興ビジョン

※シティプロモーション：地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、地域住民の愛着度の形成や地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す活動のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 現代社会では、性別や性のあり方、障がいの有無、出身地などを理由とする偏見や差別、いじめなど様々な人権問題が発生しています。また、近年の情報化や国際化を反映してインターネットやSNS等を利用した人権侵害や、特定の国籍の外国人に対する差別的言動が社会問題となっています。
- 同和問題については、就職差別、結婚差別など厳しい差別の現実が見られ、部落差別解消のための教育・啓発が重要な課題となっています。
- 市民に対する人権教育・啓発は、当事者の方々をはじめ関係団体とも連携しながら体験活動や交流活動に重点を置いた取組が求められています。

目指す姿

- 人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。

(2) 施策の展開

①人権教育の推進

- ▶学校教育では、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を行い、人権や差別についての理解を深め、人権を尊重する意識や態度の育成を図ります。
- ▶社会教育では、子どもから大人まで全ての人が人権感覚を身につけられるよう、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開します。また、幼児期における自尊感情の育成など、子どもの成長過程における人権意識の形成のため、家庭教育における人権教育の充実に努めます。
- ▶市職員をはじめ、各種団体等への研修等を通じて、人権教育の充実・強化に努めます。

②人権啓発の推進

- ▶人権啓発にあたっては、対象となる年齢層を考慮し、具体的な事例を活用しながら、参加体験型の研修会や交流会を開催し、親しみやすくわかりやすい情報発信に努めます。
- ▶地域のコミュニティや人権啓発拠点である隣保館が、市民に身近な人権啓発の場所として十分に機能するよう、活用と支援に取り組みます。
- ▶人権啓発実施主体など関係機関との連携を強化するとともに、企業における人権啓発の支援に努めます。

③人権擁護の強化

- ▶人権擁護委員による相談業務については、相談内容が多様化し、新たな人権課題も生じていることから、相談員の資質向上と、関係機関との連携強化を図ります。

④人権啓発拠点の強化

- ▶老朽化している隣保館については、建て替えなどを計画的に進め、より地域に密着した人権啓発と福祉の拠点施設となるよう利用促進を図ります。

⑤新たな人権課題への対応

- ▶SNSやインターネット上における人権侵害について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発を通じて適切な利用を推進します。【重点プロジェクト 53 (142P)】
- ▶特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発の促進に努めます。【重点プロジェクト 54 (142P)】
- ▶性的少数者の正しい理解促進のため、教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト 55 (142P)】

⑥部落差別解消の推進

- ▶「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景や趣旨を全ての市民が理解し、部落差別が解消できるよう教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト 56 (142P)】

⑦平和行政の推進

- ▶戦争による人権侵害を二度と引き起こさないよう、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、市民や関係団体と協力しながら、平和行政の推進を図ります。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取組」に対する市民満足度	68.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
各種団体等が実施する研修会の参加人数	2,236人	2,460人	各種団体等が自主的に開催した研修会の参加人数
人権に関する講演会等に参加し、人権の大切さを理解した人の割合	56.1% (2014年度)		人権・同和問題意識調査の結果による
隣保館の利用者数	7,622人	8,000人	1年間に隣保館を利用した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・個人を尊重し相手の立場になって人と接しましょう。
- ・基本的人権を尊重し、自ら人権意識の高揚に努めましょう。
- ・事業者は、事業所内での人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別をなくしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・人権教育・啓発に関する基本指針

(1) 現状・課題

現状・課題

- 性別に関わらず、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、暮らしやすく、活力ある社会づくりにおいて重要です。
- 近年では、女性活躍推進法の成立を受け、事業所等において、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場環境を整備し、女性の活躍の場を充実させるための取組が進められています。
- 男女共同参画社会の形成に向けて、性別役割分担意識や、男女の能力・適性に関する固定的な見方、様々な社会制度・慣行等の見直しが必要です。
- 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画社会を実現させるための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの女性に対する暴力の根絶などに対応した取組が求められています。

目指す姿

- 男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 施策の展開

①男女共同参画の意識づくり

- ▶地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

②女性活躍の推進

- ▶各種審議会※などへの女性の積極的な登用や、市政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけにより、政策・方針決定の過程における女性参画の推進を図ります。
- ▶行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成するとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の視点も踏まえた企業の取組を支援します。
【重点プロジェクト 57 (142P)】
- ▶働きたい女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性の就職・就労のための支援を充実させるとともに、企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進を図ります。

※審議会：本市において設置されている審議会などのことで、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会などと同法第 202 条の 3 に規定する附属機関のこと

③配偶者などからの暴力の根絶

- ▶DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有するため、様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報を行うとともに、女性相談窓口の周知・啓発に努めます。【重点プロジェクト 58（142P）】
- ▶DV被害者の早期発見のため、地域の人や、被害者を発見する可能性が高い市職員の意識を高めるよう努めます。
- ▶DV被害者については、被害者の安全確保を最優先に考えるとともに、関係各課・機関の連携のもと、被害者の自立支援に取り組みます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取組」に対する市民満足度	64.6% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市役所における女性管理職の割合	18.6%	25.0%	一般事務職を対象とした数値
審議会等委員の女性登用率	35.2%	40.0%	市が設置する審議会等の委員のうち女性委員の占める割合
女性のいない審議会等の数	3	0	市が設置する審議会等のうち女性委員のいない審議会等の数
DV相談窓口として「丸亀市女性相談」を知っている人の割合	19.1% (2015年度)	50.0% (2020年度)	男女共同参画に関する市民アンケート結果による
ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合	18.5% (2015年度)	0.0% (2020年度)	男女共同参画に関する企業アンケート結果による
市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率	3.2% (2015年度)	15.0% (2020年度)	男女共同参画に関する企業アンケート結果による

※DV：ドメスティック・バイオレンス（英：Domestic Violence）とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・男女が共に社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、家庭・職場・学校・地域などのあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保ちましょう。
- ・職場で男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、職場と家庭・地域などの活動を両立できる環境を整えましょう。(事業所)

(5) 関連する個別計画

- ・男女共同参画プラン
- ・特定事業主行動計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 広聴・広報活動を通じて市民と行政の情報を共有することや、市民とのコミュニケーション機能を充実するうえで、市のホームページやSNSを活用し、多様なニーズに対応した情報発信が求められています。
- インターネットの普及により、市民が触れる情報量が増えており、情報化に対応した人材の育成や情報セキュリティ対策の必要性が求められています。

目指す姿

- 多様な情報発信手段を利用し、市民とのコミュニケーションや本市の魅力の発信手段として広報活動等を展開するとともに、情報化に対応した取組を推進します。

(2) 施策の展開

① ニーズに応える情報発信

- ▶「広報丸亀」については、これまで以上に市民に見やすい、読みやすい、分かりやすい紙面づくりを心掛けるとともに、社会や地域の状況に沿ったニーズの高い情報の提供に努めます。
- ▶ホームページでの情報発信をさらに充実させるとともに、SNS等の新たな情報ツールを効果的に活用することで、あらゆる世代に必要な情報をタイムリーに届け、市の取組の共有とシティセールス推進を図ります。【重点プロジェクト60（143P）】
- ▶ホームページのアクセシビリティなど情報提供手法の工夫により、全ての市民にとってやさしい情報発信に努めます。
- ▶情報公開制度については、市の保有する情報が市民の財産であることを踏まえ、積極的な情報公開の推進と市民への情報提供の充実に努めます。

② 丸亀応援サポーターを広く募る

- ▶ふるさと納税については、丸亀市を応援していただけるよう創意工夫し、納税額の維持、増加を図ります。
- ▶企業版ふるさと納税については、企業と協働した取組が可能となるよう、丸亀市の行政課題の解決につながる地方創生プロジェクトの検討を進めます。

③情報化に対応した人材の育成

- ▶情報化社会に対応する情報処理能力の向上に向け、e-ラーニング※を活用した情報通信技術や情報セキュリティに関する教育・研修を推進するとともに、個人情報保護に対する職員の意識高揚を図ります。

④情報セキュリティ対策の強化とバックアップ

- ▶各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ▶緊急時などの行政機能の維持のため、バックアップ体制を強化し、業務の継続性を確保します。

⑤電子自治体の構築推進

- ▶既存の各種システムの維持・充実に努め、事務処理の迅速化・効率化を図ります。
- ▶マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、行政の効率化と市民の負担軽減を図ります。

⑥適切な行政文書管理の推進

- ▶歴史的公文書をはじめ行政文書の適切な保存・管理を徹底し、情報公開の請求など、市民の要望に速やかに応える体制づくりを進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取組」に対する市民満足度	62.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市ホームページへのアクセス件数	104万件	115万件	1年間に市ホームページにアクセスされた件数
職員の情報セキュリティ研修参加者数	152人	300人	1年間に情報セキュリティ研修に参加した職員数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて市政に関する情報を積極的に取り入れるとともに、情報の活用に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

※e-ラーニング：情報技術を用いて行う学習（学び）のこと

施策 28 市民参画と協働の推進

(1) 現状・課題

現状・課題

- 行政課題が複雑化・多様化するなか、これからのまちづくりを推進するうえでは、市民との協働による取組により暮らしやすい地域づくりを推進することが重要となっています。
- 市民参画と協働の推進においては、関係団体等との連携による市民の意識の向上とともに、市民がまちづくりに参画する仕組みをつくり、協働の機運を高めることが重要です。

目指す姿

- まちづくりへの市民参画を推進し、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、普段からまちづくりに参加できる機会を創出しながら、「協働のまちづくり」を目指します。

(2) 施策の展開

①まちづくりの参加機会の確保

- ▶各種審議会等における市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会の提供や、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ▶自治基本条例に基づき、市民生活に影響の大きい政策や計画については、パブリックコメント※や市民アンケートなどを用いて、多様な市民意見の把握と市政への反映に努めます。

②協働事業の推進

- ▶地域の課題の解決やまちの活性化などに、市民の意欲や実行力を活かせるよう、市民と行政が対等な立場で、補完し合いながら取り組む協働事業を推進します。
- ▶NPO法人、ボランティア、事業所等による公益活動の活性化に向け、情報提供や相談支援の充実を図ります。

※パブリックコメント：公的な機関が条例や計画などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続のこと

③ 市民活動の活性化

- ▶市民活動の活性化のため、ネットワークの構築や市民活動団体などの自立化を支援するとともに、新しい市民活動やまちづくりへの参加が促されるよう、積極的な情報提供に努めます。
- ▶市民活動に対する市民の関心を深め、活動を担うリーダーの養成講座や研修会を開催するとともに、新たな担い手の育成に努めます。

④ 市民活動基盤の整備

- ▶新庁舎と複合的に整備する「市民交流活動センター」については、市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、機能や運営のあり方の検討を進めます。【重点プロジェクト 61 (143P)】
- ▶市民活動をさらに支援するため、市民や市民活動団体などまちづくりに関わる各主体が相互に情報交換・共有できる環境の整備や、相談できる体制など、活動基盤を整備します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「まちづくりや行政への市民参画に関する取組」に対する市民満足度	63.1% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市自治基本条例を知っている市民の割合	36.7%	▲ (2020年度)	自治推進に関する市民アンケートの結果による
ネットワークに登録した市民活動団体数	78 団体	85 団体	情報発信ネットワークに登録した市民活動団体数
NPO法人認証数	41 団体	50 団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人の数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・地域の活性化のための市民活動に進んで参加しましょう。
- ・地域での活動の充実のために、市民活動団体相互の連携を図りましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・協働実行計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 少子高齢化の進行や社会関係の希薄化等により、地域活動の担い手の減少、自治会加入率の低下など、地域力の低下が問題となっています。
- 地域活動の担い手の高齢化や後継者不足、協力・参加意識の低下等の諸問題に対し、地域コミュニティの取組を中心に、地域における市民参加・協働の促進、意識向上を図るとともに、多様な主体と連携した地域活動の活性化が必要です。
- 各コミュニティではまちづくり計画を策定し、地域特性に応じたまちづくりが進められており、今後もこうした取組に対する支援が求められています。

目指す姿

- コミュニティのまちづくり計画に沿った事業を支援し、特色あるまちづくりと地域コミュニティの活性化を目指します。

(2) 施策の展開

①コミュニティ活動の活性化支援

- ▶安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会が、地域住民の自主的活動によって形成されることを目指し、それぞれのコミュニティのまちづくり計画に沿って、特色を生かした地域づくりが実現できるよう支援します。
- ▶地域の連帯感が低下するなかで、共に助け合う社会の確立を目指し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連合自治会とも協力しながら、地域活動の基本単位である自治会の加入促進に努めます。【重点プロジェクト 62 (143P)】
- ▶市と地域の橋渡し役である地域担当職員が、地域とのより良い関係を築いていけるよう、引き続き役割やあり方について検討し、充実に努めます。【重点プロジェクト 63 (143P)】

②コミュニティセンターの整備

- ▶地域活動の拠点となるコミュニティセンターについて、計画的な整備を進めます。【重点プロジェクト 64 (144P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取組」に対する市民満足度	68.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
コミュニティセンターの利用者数	261,670人	287,000人	1年間にコミュニティセンターを利用した人数
まちづくり補助金の活用地区数	14地区	17地区	各地区コミュニティにおいて、まちづくり計画に基づき、補助金を活用した地区数
自治会加入率	53.5% (2017年12月1日)	60.0% (2022年4月1日)	自治会加入率

(4) 市民と共にまちづくり

- ・地域社会の一員としてまちづくりに関わり、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- ・自治会に進んで加入しましょう。

(5) 関連する個別計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 合併特例債など市債の償還が本格化するとともに、人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、税収の減少や社会保障関連費用の増大が予測され、今後も厳しい財政状況が見込まれます。
- 新たな行政課題に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するためには、健全な財政を維持していくことが必要です。
- 社会経済情勢の把握等、経営的な視点に立ち、選択と集中による効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。

目指す姿

- 健全な財政を維持していくため、市税をはじめ、様々な財源確保策に取り組み、歳出面では、選択と集中による効果的かつ効率的な事業展開と、持続可能な行財政運営を目指します。

(2) 施策の展開

①説明責任を果たせる予算編成

- ▶公債費のピークや社会保障費の増大など財政的な制約を踏まえたうえで、社会情勢や時代のニーズに応じて事業の見直しを図りながら、説明責任を果たせる予算の効果的な配分に努めます。

②健全な財政運営

- ▶毎年度、財政状況の分析・公表を行うとともに、中長期的な財政の見通しを示す中期財政フレームを策定し、社会情勢の変化に対応しながら、常に見直していくことで、将来を見据えた財政運営に努めます。

③歳入の確保

- ▶公平で適正な課税に努めるとともに、市税の徴収率の向上に取り組むことで、税収の安定的な確保を図ります。
- ▶税外債権の適正管理や受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払いなど歳入を増加させるための取組を推進することで、自主財源の確保に努めます。
- ▶合併特例債など市債償還の本格化や、大手町地区周辺公共施設再編事業などに対応するため、計画的で効果的な基金の効果的活用を努めます。【重点プロジェクト65(144P)】

④モーターボート競走事業の安定経営

- ▶ファン層の高齢化や他場との競争激化などモーターボート競走事業を取り巻く環境が変化するなか、将来にわたって継続可能な事業として展開していくための経営改善を進め、市財政に寄与する安定的な収益の確保を図ります。
- ▶ボートレース場が市民にも身近な場所として感じてもらえるよう、レース以外のイベント等を充実し、若者・女性・シルバー世代を中心とした来場を促進するとともに、インバウンド対策についても強化し、本場の活性化を図ります。【重点プロジェクト52(141P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
経常収支比率※	89.5%	97.5%	97.5%を超えないことを目標に設定
市税徴収率	96.21%	97%	市税のうち国民健康保険税を除いた数値
モーターボート競走事業収益率	105.63%	105%	モーターボート競走事業における営業による収益費用の比率

(4) 市民と共にまちづくり

- ・市の行財政への関心を持ちましょう。
- ・どのような税があるのか関心を持ちましょう。
- ・納税義務を果たしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・中期財政フレーム

※経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの経常的経費に地方税・普通交付税などを中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権など市を取り巻く環境の変化に対応し、自らの責任と判断で、地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められています。
- 市民をはじめ、団体、事業所等との連携・協働によるまちづくりを目指し、新たな行政課題に対応する職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ることが重要です。
- 多様化する行政課題や市民ニーズに対応に向け、職員の意識改革はもちろんのこと、市民に柔軟に対応できる組織機構のあり方を検討する必要があります。

目指す姿

- 職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努め、多様化する行政課題や市民ニーズに対応したまちづくりを目指します。

(2) 施策の展開

①組織機構の最適化

- ▶新たな行政需要や複雑多様化する市民ニーズに、的確かつ迅速に対応していくために、組織機構のあり方を常に検討し、行政課題に柔軟に対応できる体制を整えます。

②定員管理の適正化と人材育成

- ▶より良い行政サービスの提供の観点を持ちつつ、業務量に見合う職員数を把握し、事務事業の見直しや民間活力の活用などを行ったうえで、計画的に定員の適正化を図ります。
- ▶職員一人ひとりの能力が十分に引き出されるよう、適正な配置や登用に努め、効率的な組織体制づくりを目指します。
- ▶多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するために「人材育成基本方針」に基づき、職員研修などを充実させ、総合的な人材育成に努めます。

③窓口サービスの充実

- ▶市民と接する窓口では、親切丁寧な接遇を心掛けるとともに、利便性の向上やサービスの充実を図ることで、市民満足度の高い市役所を目指します。
- ▶新庁舎移転にあたっては、窓口サービスに混乱が生じることのないよう計画的に準備を進めるとともに、市民の利便性を高める窓口体制の構築を図ります。

④多様な主体との連携の強化

- ▶四国職業能力開発大学校をはじめ、地元の大学など高等教育機関や、民間企業、「産学官金労言士」と言われる多様な関係者や専門家との連携を推進し、人口減少対策や地域経済の活性化をはじめ、複雑・多様化する行政課題の解決と、地方創生のまちづくりの推進を図ります。

⑤定住自立圏構想の推進

- ▶定住自立圏構想※については、「集約とネットワーク」の考え方に基づいて近隣市町と互いに役割分担・連携し、「瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に沿った取組を推進し、広域的な視点から地域全体の魅力アップに努めます。【重点プロジェクト外66（144P）】
- ▶中讃広域行政事務組合で実施する各種事業については、構成市町と共同で行政サービスの向上と事務の効率化を図ります。

⑥行政改革の推進

- ▶少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想されるなか、施設的最適配置や長寿命化を図りながら、持続可能な公共施設の管理に努めます。【重点プロジェクト外67（144P）】
- ▶限られた財源を効果的に活用し、市民サービスの向上につなげるため、「行政改革プラン」に基づく取組を推進します。【重点プロジェクト外68（144P）】

⑦行政サイクルの確立

- ▶行政評価を活用して、まちづくりの指針となる「総合計画」の着実な進行管理を行うとともに、その結果をわかりやすく公表することで、市民と行政がまちづくりの現状と課題を共有できるよう努めます。
- ▶PDCAの行政サイクルを確立し、常に施策や事務事業の見直しや再編を図ることで、効率的な行政運営を目指します。

※定住自立圏構想：一定の要件を満たす市が地域の中心的役割を担うことを宣言（中心市宣言）することによって中心市となり、中心市の意向に賛同する近隣の市町村との協定により一つの圏域を形成し、相互に連携しながら圏域全体の発展をめざすもの

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
市役所の職員数	942人	別途策定する 計画の数値	職員数は、一部事務組合 などへの派遣職員を除く、 当該年度の4月1日現在の 数
窓口サービスの市民満足度	55.2% (平成24年度)		窓口アンケートの結果によ る
階層別研修及び専門研修の受 講者割合	36.7%	40.0%	1年間に職員が研修受講し た割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 行政運営への関心を持ち、行政とまちづくりの現状と課題を共有しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 定員適正化計画
- ・ 公共施設等総合管理計画
- ・ 行政改革プラン
- ・ 人口ビジョン・未来を築く総合戦略
- ・ 瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン